

会津若松市生活道路整備事業補助金の交付等に関する要綱

(平成5年3月15日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、生活環境の整備を図るため、生活道路を整備する者（以下「補助事業者」という。）に対し会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活道路 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路（以下「公道」という。）以下の道路で、常時一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 生活道路の整備 生活道路を舗装し（既に舗装されている生活道路を部分的に補修する場合を除く。）生活道路に付随する橋りょう及び排水設備を改良することをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる生活道路は原則として幅員が4メートル以上で次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 公道から公道に接続し、かつ、沿道がおおむね住宅で占められ、交通量が多いと認められること。
- (2) 一端が公道に他の一端が公共施設（学校、幼稚園、保育所、公共集会所、医療機関等）に直接接続していること。
- (3) 一端が公道に、他の一端がおおむね10戸以上の住宅に直接接続していること
- (4) 両端が集落に直接接続し、かつ、沿道がおおむね住宅で占められていること。

2 幅員が4メートル未満の生活道路であっても、前項各号の一に該当し、かつ、市長が必要と認めたものについては、補助の対象とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合にあっては、補助の対象としない。

- (1) 他の法律等による補助、助成が可能な場合
- (2) 生活道路が、特定の用（別荘、レジャー施設等）に供されている場合
- (3) 生活道路が、公営の住宅団地内の道路及びその取付道路である場合
- (4) その他補助の対象として適当でないと市長が認めた場合

(補助額)

第4条 補助額は福島県土木工事標準積算の基準により算出した額（以下「基準額」という。）の2分の1相当額とする。

2 整備完了後の整備費精算額が補助の基準額に満たない場合は、その精算額の3分の1相当額を補助金の額とする。

3 前2項による補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額を当該補助金の額とする。

(申請書等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、生活道路整備補助金交付申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備計画書
- (2) 設計図書
- (3) 道路の敷地の公図及び位置図
- (4) 整備する生活道路の土地所有者以外の者が申請する場合にあっては、その所有者及び所有者以外の当該権利者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認の申請)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合は、生活道路整備計画変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(整備着工届)

第7条 補助事業者は、生活道路の整備に着手したときは、遅滞なく、整備着工届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、整備完了届(第3号様式)に整備費精算書(第4号様式)を添えて行うものとする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の実績報告後、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の制限)

第10条 すでに補助金を受けて整備された生活道路については、同一工事に係る補助は行わない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。